

## 貨物自動車運送事業法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：  
特定貨物自動車運送事業の運賃及び料金の設定の届出
- ② 手続根拠：  
貨物自動車運送事業法第60条第1項  
貨物時津者運送事業報告規則第2条の2
- ③ 手続対象者：  
特定貨物自動車運送事業の運賃及び料金を設定した者
- ④ 提出時期：  
特定貨物自動車運送事業の運賃及び料金の設定後30日以内
- ⑤ 提出方法：  
運賃料金設定届出書及び必要資料を添付して、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して地方運輸局長あてに提出して下さい。
- ⑥ 手数料：  
なし
- ⑦ 添付書類・部数：  
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2
- ⑧ 届出書様式：  
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2
- ⑨ 記載要領・記載例：  
提出先となる地方運輸局貨物課又は運輸支局輸送部門にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：

国土交通省自動車交通局貨物課	03-5253-8111	(内線41333)
北海道運輸局貨物課	011-290-2743	
東北運輸局貨物課	022-299-8851	(内線382)
北陸信越運輸局貨物課	025-244-7579	
関東運輸局貨物課	045-211-7248	
中部運輸局貨物課	052-952-8037	
近畿運輸局貨物課	06-6949-6447	
中国運輸局貨物課	082-228-3438	
四国運輸局貨物課	087-835-6365	
九州運輸局貨物課	092-472-2528	
沖縄総合事務局陸上交通課	098-866-0061	
- ② 受付時間：  
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：  
提出先又は当該事案を管轄する運輸支局輸送部門